

教育委員会臨時会議事日程

平成30年11月16日(金) 午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
横浜市いじめ防止啓発月間の取組について
- 3 審議案件
教委第39号議案 学校規模適正化等について
教委第40号議案 学校規模適正化等について
教委第41号議案 「第3期横浜市教育振興基本計画」原案について
教委第42号議案 平成30年度一般会計予算案(12月補正)に関する意見の申出について
教委第43号議案 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正に関する意見の申出
について
教委第44号議案 損害賠償請求控訴事件の訴訟上の和解に関する意見の申出について
教委第45号議案 教職員の人事について
- 4 その他

平成30年11月16日

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 11/2 桜丘高等学校の海外姉妹提携校 副市長表敬訪問
- 11/3 子安小学校落成記念式典
- 11/7 第68回横浜市中学校総合体育大会閉会式
- 11/9 全国中学校体育大会優勝選手 副市長に大会の報告
- 11/10 第54回横浜市立小学校球技大会バスケットボールの部

(2) 報告事項

- 横浜市いじめ防止啓発月間の取組について

3 その他

横浜市いじめ防止啓発月間の取組について

本市では、横浜市いじめ防止基本方針に基づき、児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめ防止に取り組むため、12月を「横浜市いじめ防止啓発月間」と位置付けています。

この取組を効果的なものとするため、本市の子どもたちの健全育成に係る関係機関と協働して、全市的にいじめ防止の取組を推進します。

1 啓発月間を通した取組

(1) いじめ防止に向けたのぼり

「いじめ防止啓発月間」のシンボルとして、いじめ防止に向けた「のぼり」を市立学校や関係機関等で掲示・活用することにより啓発活動を推進します。

(2) いじめ防止啓発ポスター

「いじめ防止啓発ポスター」を全市立学校及び「横浜市いじめ問題対策連絡協議会」に係る関係機関・団体、市庁舎・区役所等に掲示し、いじめ防止の啓発を図ります。

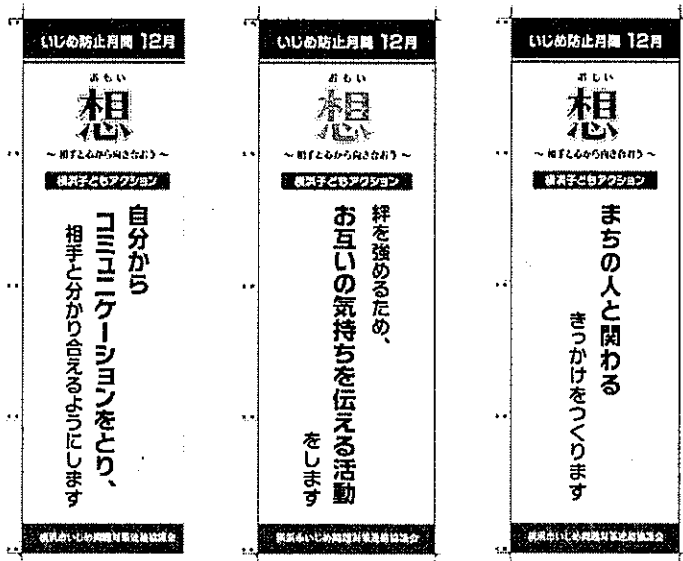
(3) 市営地下鉄での啓発

横浜市営地下鉄ブルーラインの車両ドアの上にある情報装置に広告を掲出し、いじめ防止の啓発を図ります。

・「広告◆心の奥の悲しみに気づきたい～12月は横浜市いじめ防止月間です～」

◆横浜市いじめ問題対策連絡協議会◆

【のぼり】



【ポスター】



(4) いじめ解決一斉キャンペーン

各学校では、子どもたちに無記名アンケートを実施・集約し、「学校いじめ防止対策委員会」で点検・確認することで、いじめのみならず、不安や悩みを抱え困っている児童生徒への適切な支援を行います。

2 「いじめ防止市民フォーラム」の開催

市民の皆様とともにいじめのない子ども社会に向けて考え、行動を起こす機会となるよう、本市の子どもの健全育成に係る関係機関との協働により、「いじめ防止市民フォーラム」を開催します。

(1) 開催内容

【テーマ】

「いじめの問題を自分ごととして捉え、互いに支え合う子ども社会をつくろう」

～子どもや大人が、解決に向けて具体的に行動できるために～

【実践発表】

○ 横浜子ども会議の取組から

- ・上郷中ブロック（上郷中、庄戸小、上郷小）の取組
- ・ろう特別支援学校の取組

○ 関係機関・地域と連携した取組

- ・六ツ川中ブロック（六ツ川中、六つ川小、六つ川台小、六つ川西小）の取組

【パネルディスカッション】

<パネリスト>

- ・小中学生代表、高校生代表、保護者代表、学校関係者代表

<コーディネーター>

- ・宮生和郎氏（子安小学校校長、平成30年度横浜市いじめ問題対策連絡協議会会長）

(2) 日時

平成30年12月2日（日）13:00～15:00（12:30開場）

(3) 会場

南公会堂（横浜市南区浦舟町2-33 南区総合庁舎内）

<アクセス>横浜市営地下鉄ブルーライン 阪東橋駅 徒歩8分

(4) 定員・対象

500人 横浜市在住、在勤、在学の方

(5) 主催

横浜市いじめ問題対策連絡協議会

(6) 申込方法

メールでの申し込み（締め切り：11月30日（金）正午まで）

- ・参加申込については、下記ホームページ参照

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/bunya/bunya16000.html>

【横浜市いじめ問題対策連絡協議会とは】

いじめの防止等に係る関係機関の連携や啓発活動を推進するため、子どもの健全育成に係る関係機関等（横浜地方法務局、神奈川県警察、青少年育成団体、保護者代表、学校、児童相談所、本市関係行政機関等）で構成する協議会です。

教委第 39 号議案

学校規模適正化等について

横浜市学校規模適正化等検討委員会からの答申に基づき、すすき野小学校の閉校を実施する。

平成 30 年 11 月 16 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

平成30年10月31日付けの横浜市学校規模適正化等検討委員会からの答申に基づき、すすき野小学校の閉校を実施したいので、これについて提案する。

「嶮山小学校・すすき野小学校」通学区域と学校規模適正化等について

1 「嶮山小学校・すすき野小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会について

青葉区のすすき野小学校は平成 30 年 5 月 1 日現在、一般学級児童数 146 名、全学年単級の小規模校で、今後も小規模校の状態が継続する見込みです。平成 29 年 5 月 30 日には、すすき野小学校の保護者代表から教育長あてに、嶮山小学校などの近隣校との学校統合及び通学区域の見直しを求める要望書が提出されています。その後、学校運営協議会での議論を経て、平成 30 年 7 月より検討部会での諸課題の調査審議を行い、意見書がまとまりましたので、横浜市学校規模適正化等検討委員会から教育委員会への答申に基づき、すすき野小学校を閉校します。

(1) 検討経過

日程	会議	確認事項等
平成 29 年度	5 月 30 日	—
	6 月 28 日	横浜市 学校規模適正化等 検討委員会
	9 月～2 月	学校運営協議会
平成 30 年度	7 月 18 日	第 1 回
	9 月 18 日	第 2 回
	10 月 31 日	横浜市 学校規模適正化等 検討委員会

(2) 委員名簿

◎ 部会長 ○ 副部会長

中西 武夫 (青葉区社会福祉協議会 会長) ◎	依藤 守男 (すすき野連合自治会 会長) ○
長谷 文雄 (すすき野自治会 会長)	小林 慶子 (すすき野小学校父母と教職員の会 臨時委員)
林 富雄 (すすき野北自治会 会長)	岡村 晃江 (嶮山小学校 前 PTA 会長)
是永 務 (すすき野団地みどり自治会 会長)	東 里恵子 (嶮山小学校 PTA 会長)
工藤 護 (すすき野連合自治会 相談役)	須田 孝之 (嶮山小学校 特別委員会委員長)
齋木 稲子 (すすき野地区社会福祉協議会 会長)	山口 悦子 (すすき野中学校 PTA 代表)
近藤 幸枝 (すすき野地区民生児童委員協議会 会長)	門田 優 (美しが丘西小学校 PTCA 委員長)
内海 清子 (学校・地域コーディネーター)	鬼十 加奈恵 (荻子田小学校 PTA 代表)
三浦 尚美 (主任児童委員)	三橋 国雄 (すすき野小学校 校長)
大野 美江 (主任児童委員)	山口 昭代 (嶮山小学校 校長)
志村 功三 (特定非営利活動法人嶮山キッズクラブ 理事長)	高良 理 (すすき野中学校 校長)
関野 幸代 (すすき野小学校父母と教職員の会 前代表)	徳江 武司 (荻子田小学校 校長)
武蔵 亜紀 (すすき野小学校父母と教職員の会 代表)	江口 和良 (美しが丘西小学校 校長)

(3) 地図



【閉校後の特別調整通学区域】
 左図① 指定校 嶮山小学校
 受入校 美しが丘西小学校
 左図② 指定校 嶮山小学校
 受入校 荻子田小学校

【凡例】
 ● 小学校
 ⊙ 中学校
 — 小学校通学区域
 — 中学校通学区域
 ■ □ 閉校後の特別調整通学区域

(4) 意見書について

- ア 平成 32 年 3 月 31 日限りですすき野小学校を閉校とする。
- イ 閉校後のすすき野小学校はすすき野中学校の施設とする。
- ウ 閉校後の通学区域案について
 すすき野小学校の通学区域全域は嶮山小学校の通学区域に変更する。
 また、すすき野小学校の通学区域のうち、すすき野北自治会全域については、美しが丘西小学校、荻子田二丁目に属する地域については、荻子田小学校も選択できる特別調整通学区域を設定する。
- エ 閉校に伴う指定地区外就学許可制度の取り扱いについて
 (ア) 閉校時にすすき野小学校に在籍する児童については、平成 31 年度に指定地区外就学許可制度を申請することにより、美しが丘西小学校や荻子田小学校への就学を許可するよう配慮する。
 (イ) 平成 31 年度に指定校がすすき野小学校となる未就学児については、平成 30 年度に指定地区外就学許可制度を申請することにより、嶮山小学校や美しが丘西小学校、荻子田小学校への就学を許可するよう配慮する。

平成30年10月31日

横浜市教育委員会

横浜市学校規模適正化等検討委員会

学校規模適正化等について（答申）

平成29年6月28日付けで諮問のありました標記の件について、別紙の「『嶮山小学校・すすき野小学校』通学区域と学校規模適正化等に関する意見書」のとおり答申します。

平成30年10月31日

横浜市学校規模適正化等検討委員会

「嶮山小学校・すすき野小学校」
通学区域と学校規模適正化等検討部会

「嶮山小学校・すすき野小学校」
通学区域と学校規模適正化等に関する意見書

当検討部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（平成25年9月横浜市条例第55号）に基づき、「嶮山小学校・すすき野小学校」の通学区域と学校規模適正化等について調査審議するため、平成29年6月28日、横浜市学校規模適正化等検討委員会に設置されました。

その後、学校運営協議会での議論及び検討部会での諸課題の調査審議を行い、これを取りまとめましたので、次により意見を申し述べます。

1 調査審議事項

(1) 学校規模適正化

児童の教育環境の維持・向上を図るため、すすき野小学校を閉校することが望ましいと考えます。

(2) 閉校の実施方法

ア すすき野小学校は、平成32年3月31日限りで閉校とすることが適当と考えます。

イ 閉校するすすき野小学校は、隣接するすすき野中学校の施設として管理することが適当と考えます。

(3) 閉校後の通学区域案

すすき野小学校の通学区域全域は嶮山小学校の通学区域に変更することが適当と考えます。

また、すすき野小学校の通学区域のうち、すすき野北自治会全域については、美しが丘西小学校、荇子田二丁目に属する地域については、荇子田小学校も選択できる特別調整通学区域を設定することが適当と考えます。

ア 通学区域の変更及び特別調整通学区域の設定時期及び対象者

通学区域の変更及び特別調整通学区域の設定時期については、平成32年4月とします。

対象者については、平成32年4月以降に小学校に入学または転入する児童とします。

イ 特別調整通学区域設定の対象区域

(7) 特別調整通学区域①

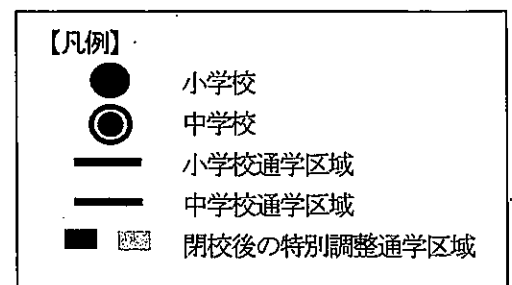
美しが丘西三丁目12番地から42番地まで、
44番地、55番地、56番地、60番地、
すすき野三丁目5番地

【指定校】嶮山小学校 【受入校】美しが丘西小学校

(4) 特別調整通学区域②

荇子田二丁目36番地

【指定校】嶮山小学校 【受入校】荇子田小学校



(4) 閉校に伴う指定地区外就学許可制度の取り扱い

ア 閉校時にすすき野小学校に在籍する児童については、平成 31 年度に指定地区外就学許可制度を申請することにより、美しが丘西小学校や荻子田小学校への就学を許可していただくよう配慮をお願いします。

イ 平成 31 年度に指定校がすすき野小学校となる未就学児については、平成 30 年度に指定地区外就学許可制度を申請することにより、嶮山小学校や美しが丘西小学校、荻子田小学校への就学を許可していただくよう配慮をお願いします。

(5) 通学安全の確保

すすき野小学校の閉校に伴う通学安全の確保については、別途、「嶮山小学校・すすき野小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会から関係機関に対し、通学安全に関する要望書を提出します。

2 その他、すすき野小学校の閉校にあたっての要望

(1) すすき野地区では、新たなまちづくりを進めていく上で最も有効な資源がすすき野小学校です。地域住民にとっては、かけがえのない歴史的・文化的施設でもありますので、将来的な児童急増による学校施設としての活用も見据え、施設の維持管理や活用などへの配慮をお願いします。

(2) 閉校までの期間においては、すすき野小学校と周辺校（嶮山小学校・美しが丘西小学校・荻子田小学校）での児童の交流を進めていただき、周辺校への円滑な移行を促進するようお願いします。

(3) 良好な教育環境を確保するため、必要な施設整備や閉校に伴う支援について、最大限の努力をお願いします。

(4) すすき野小学校の閉校後に児童が環境変化に順応できるよう、教職員の配置については、配慮をお願いします。

(5) 閉校するすすき野小学校は、その歴史と伝統を嶮山小学校に引き継ぐとともに、卒業記念品等を含む関係資料の保存・記録をお願いします。

教委第 40 号議案

学校規模適正化等について

横浜市学校規模適正化等検討委員会からの答申に基づき、野庭中学校と丸山
台中学校の学校統合を実施する。

平成 30 年 11 月 16 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

平成30年10月31日付けの横浜市学校規模適正化等検討委員会からの答申に基づき、野庭中学校を閉校し、丸山台中学校と学校統合を実施したいので、これについて提案する。

「野庭中学校・丸山台中学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会について

1 「野庭中学校・丸山台中学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会について

港南区の野庭中学校は、平成30年5月1日現在、一般学級生徒数164人、6学級の小規模校であり、今後も著しく小規模化が進行し、34年度には全学年単級となることを見込まれていることから、野庭中学校の適正規模化に向けて、隣接する丸山台中学校との間での具体的な対応について、教育委員会からの諮問のに基づき、横浜市学校規模適正化等検討委員会に「野庭中学校・丸山台中学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会を設置し、検討を進めてきました。平成30年5月より全4回の部会を開催し、意見書がまとまりましたので、横浜市学校規模適正化等検討委員会より教育委員会への答申に基づき、野庭中学校を閉校し、丸山台中学校と統合します。

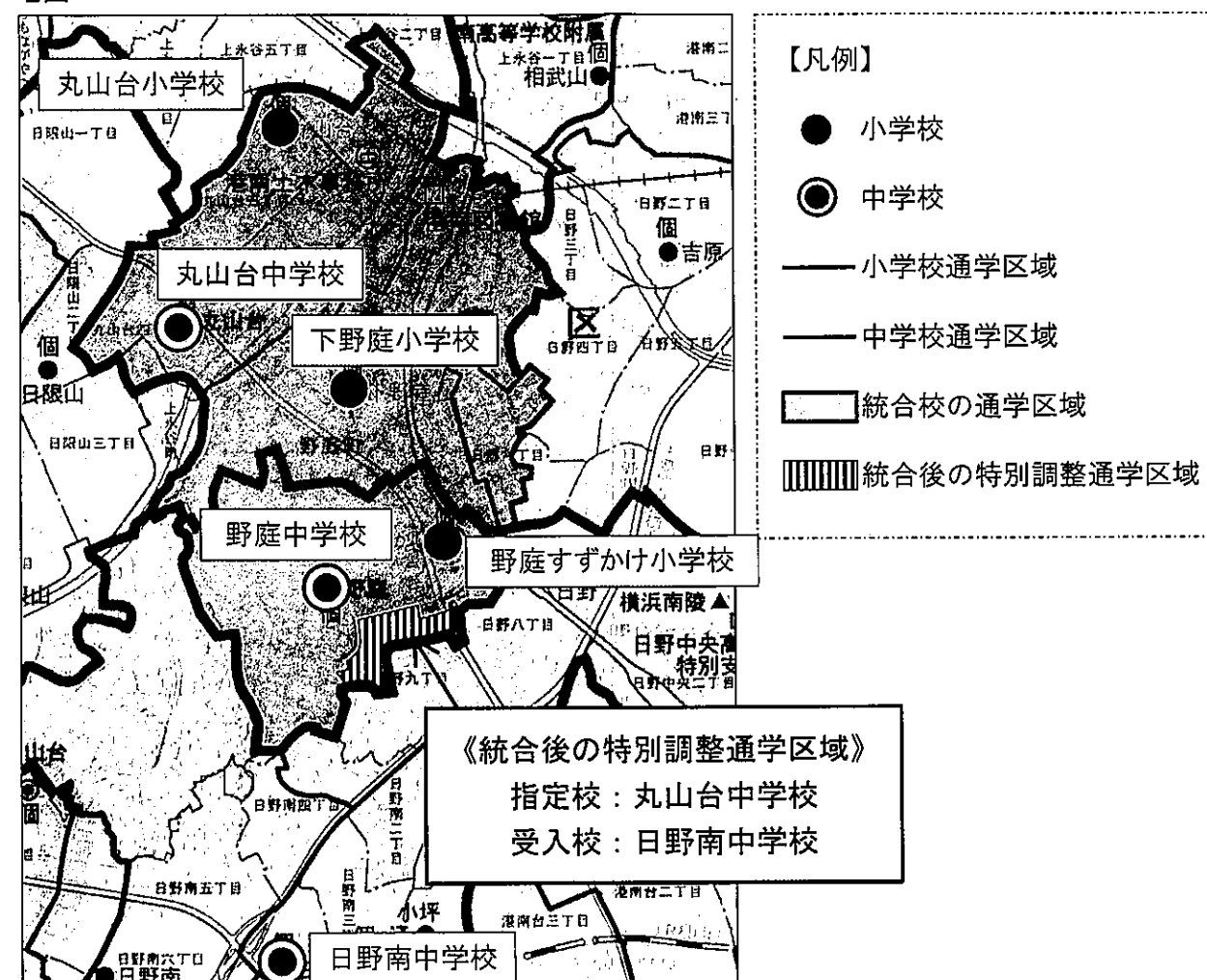
(1) 検討経過

日程	会議	主な調査審議内容	
平成30年度	3月28日	横浜市学校規模適正化等検討委員会	・教育委員会より諮問を受け、検討部会を設置することを決定
	4月20日	教育委員会	・検討部会の委員を任命
	5月23日	第1回検討部会	・通学区域変更案や学校統合案を提示
	7月3日	第2回検討部会	・保護者説明会を開催し、保護者の意見を踏まえて協議することを決定
	8月29日	第3回検討部会	・追加検討案を提示 ・野庭中学校を閉校し、丸山台中学校と統合することを決定
	10月17日	第4回検討部会	・意見書を決定
	10月31日	横浜市学校規模適正化等検討委員会	・検討部会から提出された意見書のとおり答申することを決定

(2) 委員名簿（全20名）

部会長	木村 妙子	(野庭住宅連合自治会 会長)
副部会長	松井 祐子	(野庭中学校PTA 会長)
	荒木 宏子	(丸山台中学校PTA 会長)
部会委員	下西 葉子	(野庭住宅連合自治会)
	向後 和善	(野庭団地連合自治会 会長)
	山田 緑	(野庭団地地区民生委員・児童委員協議会 主任児童委員)
	田代 孝之	(日野連合町内会 会長)
	三橋 茂樹	(永野連合町内会 会長)
	阿曾 弘美	(丸山台自治会 会長)
	小後摩和雄	(日野第一連合町内会 会長)
	馬場 美樹	(野庭中学校PTA 副会長)
	渡辺 雪子	(丸山台中学校PTA 副会長)
	貫名 高広	(野庭すずかけ小学校PTA 会長)
	石田 貴雄	(下野庭小学校PTA 会長)
	糸氏 晃子	(丸山台小学校PTA 会長)
	湊 浩一	(野庭中学校 校長)
	榎田 卓央	(丸山台中学校 校長)
	藤崎 健児	(野庭すずかけ小学校 校長)
	加藤 雅司	(下野庭小学校 校長)
新井 篤志	(丸山台小学校 校長)	

(3) 地図



2 意見書について

(1) 学校統合の時期及び使用校舎について

平成32年4月に野庭中学校を閉校し、丸山台中学校と統合する。
統合校の使用校舎及び用地は、丸山台中学校を使用する。

(2) 学校名案について

丸山台（まるやまだい）中学校とする。

(3) 通学区域案について

統合校の通学区域は、野庭中学校と丸山台中学校の両校の通学区域を合わせた通学区域とする。
また、現野庭中学校の通学区域の一部に、日野南中学校も選択できる特別調整通学区域を設定する。

平成 30 年 10 月 31 日

横浜市教育委員会

横浜市学校規模適正化等検討委員会

学校規模適正化等について（答申）

平成 30 年 3 月 28 日付で諮問のありました標記の件について、別紙の「野庭
中学校・丸山台中学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会からの意見書のと
おり答申します。

「野庭中学校・丸山台中学校」通学区域と学校規模適正化等に関する意見書

当検討部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（平成 25 年 9 月横浜市条例第 55 号）に基づき、「野庭中学校・丸山台中学校」の通学区域と学校規模適正化等について検討するため、平成 30 年 3 月 28 日、横浜市学校規模適正化等検討委員会に設置され、4 回にわたり「野庭中学校・丸山台中学校」通学区域と学校規模適正化等に関わる諸課題を調査審議し、これを取りまとめたので、次により意見を申し述べます。

1 調査審議事項

(1) 学校規模適正化についての考え方

生徒の教育環境の維持・向上を図るため、野庭中学校を閉校し、丸山台中学校と統合することとし、統合校の丸山台中学校は、両校の歴史を引き継いで、新しい統合校の歴史を築いていくことが望ましいと考えます。

(2) 学校統合の実施方法

- ア 統合後に使用する学校施設及び用地は、現在の「丸山台中学校」が適当と考えます。
- イ 統合の時期は、平成 32 年（2020 年）4 月が適当と考えます。

(3) 統合校の学校名

統合校の名称は、「丸山台中学校」とすることが適当と考えます。

(4) 統合校の通学区域

統合校の通学区域は、野庭中学校と丸山台中学校の通学区域を合わせた区域とし、通学区域の変更時期は、統合校開校の平成 32 年（2020 年）4 月とすることが適当と考えます。

(5) 統合校の特別調整通学区域

日野住宅地自治会と日野町内会に属する区域（※）について、日野南中学校も選択できる特別調整通学区域を設定することが適当と考えます。

ア 関係する学校

- 現在：野庭中学校（指定校）
- 設定後：丸山台中学校（指定校）
- 日野南中学校（受入校）

イ 設定時期及び対象者

統合校開校の平成 32 年（2020 年）4 月とし、平成 32 年（2020 年）4 月以降に中学校に入学または転入する生徒を対象とする。



(※) 特別調整通学区域の対象区域

港南区

日野八丁目 30 番 28 号、31 番 34 号から 31 番 45 号まで、日野九丁目 27 番 8 号から 27 番 22 号まで、39 番から 41 番 16 号まで、42 番から 48 番まで

2 その他、統合にあたっての要望

- (1) 両校の生徒には、統合の前後に、今までの経緯と両校の生徒が統合校をスタートさせることを校長から責任をもってしっかりと伝えて、動機付けを行っていくようお願いします。
- (2) 学校統合までの期間においては、両校で「両校の歴史を引き継いだ上で、統合校を開校する」という考え方にに基づき、交流事業や統合校の教育目標の設定等を進めていただき、統合校への円滑な移行を促進するようにお願いします。
- (3) 統合校の特色づくりに基づいた教育環境の確保のため、必要な施設整備について、最大限の努力をお願いします。
- (4) 統合校の円滑な運営を図るとともに環境変化に生徒が順応できるよう、統合校の教職員は、できるだけ両校の教職員をバランスよく配置するよう配慮をお願いします。
- (5) 今回の統合により誕生する新しい「丸山台中学校」には、これまで2校が築いた歴史を尊重し、できる限り関係資料等の保存・記録をお願いします。
- (6) 統合により生じる土地建物の活用に関しては、現在の学校が地域にとって様々な役割を担っていることから、地域の声などを踏まえ、地域防災拠点機能の継続等を含めて検討していただけるようお願いします。
- (7) 統合校開校後1年間は、野庭中学校のグラウンド及び体育館について、部活動等で生徒達が利用できるよう配慮をお願いします。

むすびに

野庭中学校・丸山台中学校の地区において、今回の両校の統合を契機に、保護者や地域住民による様々な学習活動への参画など、学校との連携・協力体制をより一層推進していきたいと考えています。

関係校をはじめ、教育委員会事務局、港南区役所など関係部署においては、野庭中学校と丸山台中学校の学校統合に向けて、環境の変わる両校の子どもたちや、閉校する野庭中学校周辺の地域住民に対し、細やかかつ十分な配慮をお願いします。